

新型コロナウイルス感染症対策にかかる基本方針

令和3年5月28日

土庄町長 三枝 邦彦

令和2年3月28日に、国において決定された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、国、県、町がそれぞれの役割を果たすべく、対策を講じて来ました。

香川県においては、香川県対処方針に沿って住民の皆さまに感染拡大防止対策への協力要請等をしてまいりましたが、県内での感染者の急増を受けて、本年5月8日、県独自の「香川県コロナ非常事態宣言」を発令するとともに、5月9日からは感染警戒レベルを6段階のうち最も厳しい「緊急事態対策期」に引き上げ、更なる取組みを講じてきたところです。これらの対策に対する住民の皆さまのご理解とご協力により、県内ではいわゆる「感染急拡大」の状況からは脱しつつあるものの医療提供体制は厳しい状況が続いていることから、6月1日（火）から20日（日）までの間、感染警戒レベルを「感染拡大防止集中対策期」に移行するとともに県独自の「医療ひっ迫警戒警報」を発令し、必要な対策を行っていくこととしています。

土庄町においては、県内外及び小豆郡内での感染者の発生状況等を踏まえて、町における新型コロナウイルス感染症対策にかかる基本方針を次のとおりといたします。

なお、この方針は、現時点での対応となりますので、今後の感染拡大の状況、国・県の方針を踏まえ、更新してまいります。

基本方針

1. 感染拡大防止のための「新しい生活様式」の徹底を推進するとともに、県の対処方針に基づいた協力要請等に応じる。
2. 町主催の催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や、業種ごとに策定される感染拡大防止ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策を講じることを前提に、県が策定する「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針」に沿った概ね2分の1程度の参加人数等を目安に、そのイベント毎の性質を判断の上、開催するものとする。
3. 公共施設を利用する民間・団体主催の集会やイベント等については、2.と同様の要件による開催の形態とするよう協力を依頼する。
4. 不要不急の外出や移動についての慎重な検討と、21時以降の外出の自粛を要請する。